

四日市市告示第546号

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1日

四日市市長 森 智 広

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（平成21年四日市市告示第274号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
9 入札書に記載する事項 (1) (略) (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の <u>10</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110</u> 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) (略)	9 入札書に記載する事項 (1) (略) (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の <u>8</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>108</u> 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) (略)

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（総務部調達契約課）